

「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」(案) に対するご意見とそれに対する市の考え方

平成26年2月10日(月)から3月3日(月)までの間、池田市ホームページ、広報誌などを通じて「池田市市街化調整区域における地区計画のガイドライン」(案)についてパブリックコメントを実施しました。

○意見提出状況

提出者数 1 団体

提出件数 1 件

いただいたご意見を対応方針ごとに分類し、以下に示します。

対応方針の分類

(1) ガイドラインに反映する意見

(2) その他(すでにガイドラインに反映されているもの/質問に対する回答、その他)

なお、案の賛否の結論だけを示した意見、案に関連の無い意見や技術的修正を求めているご意見は公表しておりません。

池田市情報公開条例(平成16年池田市条例第1号)第7条の各号に定める不開示情報のご意見のなかに含まれている場合は、ご意見の全部又は一部について公表しておりません。

(1) ガイドラインに反映する意見

意見なし

(2) その他（すでにガイドラインに反映されているもの／質問に対する回答、その他）

No	意見概要	対応方針、市の考え等
1	ガイドラインの趣旨では地域の固有資源の利用を図るとありますが、細河地域の固有資源である植木産業を考えますと、生産では生計が立てられないので、造園業、販売業の管理仕事で生計を立てている方々が植木産業を支えています。これでは、農地は仮植場で生産利用はされていない状況であります。 植木を生産する農地の田が本当に必要か疑問に感じています。植木は林業ではないかと考えます、山や畑でも生産はでき3年以上かかる育成期間、米や野菜であれば短期で収穫できる物を生産すべきであると考えます。	ガイドライン1頁に記載する、市街化調整区域固有の資源とは、地場産業だけに限らず、豊かな自然環境、美しい景観なども示しております。 第6次池田市総合計画にも謳っておりますように、社会経済状況の変化などに伴い植木産業については先行きが不透明なうえ、農家の後継者問題により、将来の植木産業や農業のあり方などを含めて、細河地域の今後の具体的活性化策については、地域が主体となって検討する必要があります。